仕　様　書

１．調達概要

（１）内容

【名　称】平成２２年度国立劇場本館及び演芸資料館における映像設備のうちＶＴＲ装置に係る保守業務

【内　訳】

（ァ）定期保守

（ィ）障害発生時の対応

（ゥ）運用支援

（ェ）報告

（２）実施場所

独立行政法人日本芸術文化振興会（東京都千代田区隼町４番１号）

国立劇場本館３階　システム室

（３）実施期間

平成 22 年４月１日から平成 23 年３月 31 日まで（期間中定期保守２回）

（４）契約の保証　　付さない

（５）請負代金の部分払　　できない

（６）請負代金の支払

本調達業務に係る代金は、独立行政法人日本芸術文化振興会総務企画部経理課より期間中２回（７月、２月）に分けて定期保守業務完了検査後、請求書に基づいて翌月末までに２分の１づつ支払う。

２．調達の内容

（１）包括的要件

（ァ）本調達は、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）が保有する映像設備のうち、下記２－（２）に示す VTR 装置（以下「VTR 装置」という。）を正常に運用させるための包括的保守業務である。本調達業務の遂行に当たっては迅速かつ総合的な保守ができる信頼性の高い体制を備えること。

（ィ）本調達業務は、原則として振興会の施設内で行うこと。但し、VTR 装置の移設等、原状からの変更が生じる場合は事前に振興会と協議すること。

（ゥ）本調達業務の遂行のために、振興会の施設、備品の使用が必要な場合は事前に振興会に申請すること。また、使用後は必ず原状に復すること。

（２）範囲

本調達業務に係る VTR 装置とは次の設備とし、当該装置に係る機構部、走行部、電気系統部、電源部を主な対象とビデオヘッドドラム；テープランニングを計測。

１）対象：

①　ＨＤＣＡＭ（ＨＤＷ－２０００型；４台）

②　Ｄ－３　　（ＡＪ－Ｄ３５０型；２台）

２）ビデオヘッドドラム；テープランニング：時間　（カッコ内２０年度）

①　ＨＤＶＴＲ　１号機　１，４２９ｈ　（１，２４９ｈ）

②　ＨＤＶＴＲ　２号機　２，４１０ｈ　（２，２７８ｈ）

③　ＨＤＶＴＲ　３号機　　４４１ｈ　（１６６ｈ）ヘッドドラム交換のため

④　ＨＤＶＴＲ　４号機　１，５０１ｈ　（１，２２８ｈ）

⑤　Ｄ－３　　１号機　４，４９６ｈ　（４，２０３ｈ）

⑥　Ｄ－３　　２号機　４，４９６ｈ　（４，０４２ｈ）

上記のうち、⑤並びに⑥は製造が中止されており、定期点検は、メーカーの交換部品が在庫にある限り行う.。また、契約年度内において付加したもの及び保証期間が過ぎたものでも振興会が特定するものは保守作業を行う。

（３）技術的要件

本調達業務の遂行に当たっては、上記に示すＶＴＲ装置に係る高度な知識、技術力及び判断力を有し、保守業務の実績があること。

（４）勤務

（ァ）振興会と協議のうえ、期間中２回の定期保守作業を行うこと。

（ィ）上記（ァ）の実施時期ならびに内容については、振興会国立劇場調査養成部調査記録課の指示に従って行うこと。

（５）業務の内訳および要件

（ァ）定期保守

①VTR 装置の定格性能を保持するために、電気的特性などについて別紙作業項目の内容で点検を行い、動作を確認すること。

②VTR 装置の性能、規格及び点検方法としては、メーカーが指定するものを基準とすること。

③D-3VTR の定期検査は製造中止のため動作点検（等）で劣化があるところの部品を交換とする。

③整備・調整など総合的な技術管理を行うこと。

④異常、性能劣化等が判明した場合は、振興会と協議の上、消耗品の交換（ヘッド及び周辺機器類）及び軽微な補修を伴う必要な措置を講じること。

⑤障害発生が見込まれる場合は、振興会と協議の上、必要な予防措置を講じること。

⑥終了後に設備全体の動作を検証すること。

⑦作業に必要な機器類は、受注者が用意すること。

⑧作業に伴って必要な機材及び消耗品等については、事前に振興会と協議の上、請求すること。

（ィ）障害発生時の対応

①VTR 装置運用上の障害が発生した際の、振興会からの電話による障害発生通知により、速やかに対処すること。

②障害発生通知後、原則１時間以内に振興会に到着し、復旧作業に着手すること。

③障害の切り分けを行い、原因を調査、特定すること。

④障害の度合いによっては、台替えをもって対応すること。

⑤復旧作業は上記（ァ）に準じて速やかに完了させ、復旧後に設備全体の動作を検証すること。

⑥作業に伴って必要な機材及び消耗品等の交換は、定期保守点検項目内であれば、処理することまたそれ以外ならば振興会と協議の上、請求すること。

（ゥ）運用支援

振興会の求めに応じて、HDVTR 装置運用全般について支援すること。

（ェ）報告

①上記（ァ）から（ゥ）の各業務について詳細に報告し、所定(ﾒｰｶｰ)の書式に従って報告書を２部作成すること。

②上記①の報告及び報告書については、振興会担当者の確認を得ること。

３．その他

以下の原因による障害については、本調達の範囲外とする。

①製品の「取扱説明書」に記載されている条件外で使用したことによる障害。

②使用上の誤り、VTR 装置以外の機器から受けた障害または不当な修理や改造による障害。

③移動、輸送、落下などによる障害。

④火災、地震、風水害、落雷、その他の天災地変、公害、塩害、異常電圧等による障害。

以上

●別紙

（ａ）点検内容

１）メカ部

①手拭き清掃（ビデオヘッド等）をおこなう。

②テンション値確認、調整。

③キャレッジのグリスアップ

２）電気系

①AT 調整確認

②再生エラーレート確認

③自己録画再生エラーレート確認

④互換確認

３）検査項目

①テープカウンター表示等正常に動作すること。

②フロントパネルのランプやスイッチ操作・ディスプレイ表示が異常がないこと。

③再生のアウトレベルが正常に動作しているか確認と調整。

④テープとヘッドチップ面のトラッキング確認と調整。

⑤ダイナミックトラッキング（スローヘッド）再生時の電気的特性確認と調整

⑥倍速で走行時正常に読み取れるか。

⑦サーチ、JOG 操作をおこない正常に動作すること確認と調整。

⑧オディオモニターが正常に出力すること。

⑨センサーが正常に動作しているか。

⑩PLAY、FF,REW にてテンション値が規定範囲であること。

⑪すべての動作において確認異常のないこと。

（ｂ）報告

各機器の納入時の試験成績書における総合特性の点検調整及びデータ表または写真を付して所定の書式により報告書を提出すること。

以上